

意見書

浜環政第74号  
平成29年7月28日

自然電力株式会社  
代表取締役 磯野 謙 様

浜松市長 鈴木 康友



「(仮称)浜松市天竜区熊風力発電事業 計画段階環境配慮書」  
に関する意見について

平成29年5月30日付で提出された標記計画段階環境配慮書に対し、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月12日通商産業省令第54号）第14条第6項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

電話：053-453-6146 FAX：053-450-7013

e-mail：kankyoku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

## (仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業 計画段階環境配慮書

## に関する市長意見

## I 全般的事項

- 1 今後の事業計画の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）の決定に反映すること。また、方法書においては、配置等を可能な限り明確にするとともに、検討経緯及びその内容を記載すること。
- 2 風力発電設備に関する国内外の環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。
- 3 本事業の実施に関しては、土地所有者及び周辺住民等に対して積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、十分な理解を得るように努めること。
- 4 下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## II 個別事項

## 1 騒音及び低周波音、風車の影

事業実施想定区域の周辺に住居が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、騒音及び低周波音、風車の影による影響を回避、低減するよう配慮すること。

## 2 水質

事業実施想定区域及びその周辺は農業用水の水源に当たり、森林の伐開等及び風力発電設備の設置工事で発生する土砂や濁水の影響並びに土地の改変による水量への影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、工事中の水質への影響を回避・低減するよう配慮すること。

## 3 動物・植物・生態系

- (1) 文献調査が不十分であると考えられることから、地域の専門家からの意見聴取などにより、方法書においては適切かつ最新の文献を追加すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺は多くの河川の源流部に当たり、森林の伐開等による改変及び風力発電設備の設置工事で発生する土砂や濁水による動植物（魚類、水生生物及び植物）への影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、動植物（魚類、水生生物及び植物）への影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域及びその周辺は、オオタカ、クマタカ、サシバ等の猛禽類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性があるため、専門家の指導及び助言を受けた上で、風力発電設備の配置等を検討すること。

## 4 景観

風力発電設備の形状、色、配置については、供用時に見る人に対して圧迫感を感じさせる等の影響が懸念されることから、当該影響を回避、低減するよう配慮すること。

## 5 地形及び地質

- (1) 最新の文献調査や専門家からの意見聴取などにより、事業実施想定区域及びその周辺の状況を把握すること。
- (2) 風力発電設備の配置等の検討に当たっては、地質調査を行い地盤の状況を把握し、その結果を考慮すること。